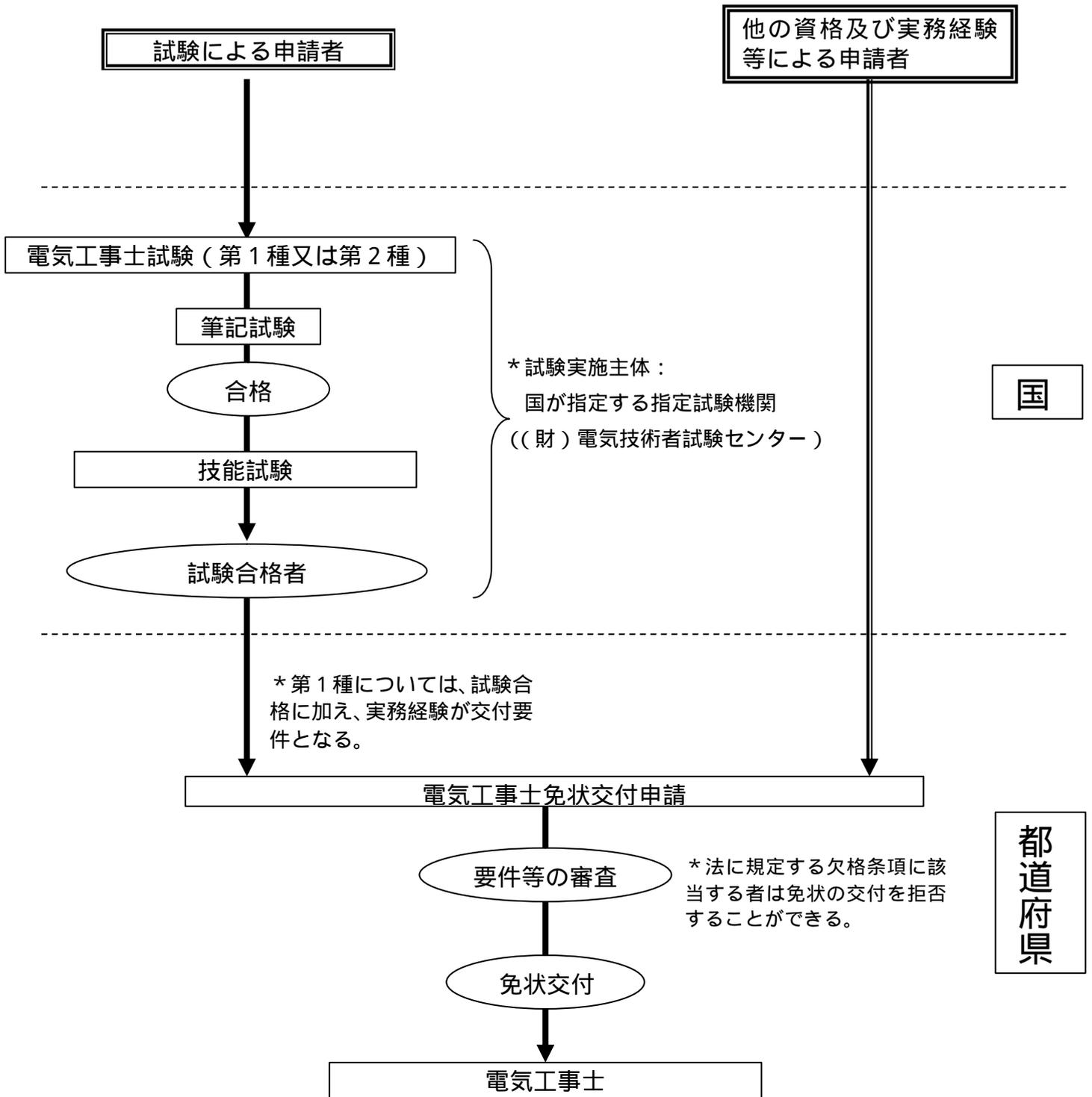


官業民営化等WGヒアリング調査票（登録等に係る業務）

〔所管省庁名：経済産業省〕

1.名称	電気工事士免状交付
2.根拠法令	電気工事士法第4条第2項
3.実施主体	都道府県知事
4.従事者数	都道府県知事により行われる事務のため、把握していない。
5.予算額	都道府県知事により行われる事務のため、把握していない。
6.事業の内容	電気工事士免状交付事務を都道府県知事が行うもの。
7.民間移管の 具体的内容	電気工事士法の免状交付については、申請者の実務経験等の審査を必要とする場合があるため、その審査業務は引き続き都道府県において実施することが必要であるが、それら以外の事務については、個人情報の厳格な管理等一定の要件を満たすことを条件とした上での委託が考えられる。よって、それを踏まえたスキームの措置を講じることとする。
8.更なる民間開放 についての見解	<ol style="list-style-type: none"> 1.電気工事士免状交付に関する一連の事務の流れ： 別紙参照。 2.免状交付事務における国と都道府県との役割分担： 別紙参照。 3.外部委託の範囲、実施時期等の検討状況： 外部委託の範囲については、審査業務以外のものとし、地域再生プログラムに則り、平成16年度中に措置すべく検討中。

〔電気工事士の資格取得手続の流れ〕



電気工事士免状の種類について

免状の種類	整理番号	免状交付要件	根拠条項
第1種電気工事士		試験合格 + 実務経験 と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認めたる者	法第4条第3項第1号 法第4条第3項第2号
第2種電気工事士		試験合格 経済産業大臣が指定する養成施設において必要な知識及び技能に関する課程を修了した者 又は 同等以上の知識及び技能を有している と都道府県知事が認めたる者	法第4条第4項第1号 法第4条第4項第2号 法第4条第4項第3号

官業民営化等WGヒアリング調査票（登録等に係る業務）

〔所管省庁名：経済産業省〕

1.名称	鉱業権登録
2.根拠法令	鉱業法第59条
3.実施主体	経済産業局(全8局)及び内閣府沖縄総合事務局
4.従事者数	1局当たり平均0.7人(租鉱権登録業務従事者も含む。)
5.予算額	経済産業局(全8局)及び内閣府沖縄総合事務局合計1,262千円(平成16年度予算。租鉱権登録業務も含む。)
6.事業の内容	鉱業権を賦与された者の申請により鉱業原簿に登録を行うもの
7.民間移管の 具体的内容	なし
8.更なる民間開放 についての見解	別紙参照

(別紙)

- 1 鉱業権登録

(問)

- (1) 鉱業権登録に関する一連の事務の流れについてご教示願いたい。
この流れの中で、どのタイミングでいかなる政策判断等がなされ、
それに基づきいかなる事務が発生するかも併せてご教示願いたい。

(答)

鉱業権登録に関する一連の流れについて

(1) 経済産業局長の職権による登録の場合(鉱業権設定許可・取消等の場合)

登録事由の発生・審査

鉱業権設定を申請し許可を受けた者については、許可通知を受けた日から30日以内に登録免許税を納付し、その領収証書を経済産業局長に提出することとなっており、経済産業局長はこれを受理して、領収証書を審査する。

鉱業原簿への鉱業権設定登録

鉱業権者宛て登録済通知書(登録の事実を連絡するための公文書)及び許可図面(鉱業権設定の許可時に鉱業権者に交付した図面に登録を済ませた旨を書き加え、押印をしたもの)の作成・発送

登録内容の都道府県及び保安監督部への通知(毎月1回)

当月中に登録にした内容を、翌月の初めに鉱区税の徴収官署である都道府県及び鉱山保安監督部宛に通知する。

(2) 申請に基づく登録の場合(鉱業権の譲渡等による権利変動の場合)

登録申請者からの登録申請(以下、鉱業権の譲渡の場合の手続きの流れ)

鉱業権の譲渡を行う際に、鉱業権の譲渡者及び被譲渡者が登録申請書及び添付書類を経済産業局長に提出し、登録申請を行う。

申請書受理・登録受付帳記載・審査

経済産業局長は申請書を受理し、その様式及び記載事項、添付書類を審査する。具体的には鉱業登録令第24条(参考参照)の却下事項への該当の有無を確認する。

鉱業原簿への鉱業権譲渡の登録

登録済通知書及び登録済書の作成・発送

- ・ 鉱業権の被譲渡者に対し、登録済通知書及び登録済書を作成し発送する。

登録済書：原因証書（鉱業権譲渡の事実を確認できる契約書等）に、当該譲渡の登録を済ませた旨を書き加え、押印をしたもの。

- ・ 鉱業権の譲渡者に対し、登録済通知書を作成し発送する。

登録内容の都道府県及び鉱山保安監督部への通知（毎月1回）

当月中に登録にした内容を、翌月の初めに鉱区税の徴収官署である都道府県及び鉱山保安監督部宛に通知する。

政策判断について

鉱業権登録は、経済産業局の登録担当者が、登録申請者から提出された申請書等が形式要件を満たしていることを確認した上で登録を行うものであり、登録作業のプロセスにおいて、政策判断を行う過程はない。

(参考) 鉱業登録令第24条

第二十四条 経済産業局長は、左に掲げる場合は、登録の申請を却下しなければならない。

- 一 申請書に記載した鉱区又は租鉱区の所在地がその管轄に属しないとき。
- 二 登録の申請をした事項が登録すべきものでないとき。
- 三 書留郵便物等によらないで、申請書を郵便物又は信書便物として提出したとき。
- 四 申請書が方式に適合しないとき。
- 五 申請書に記載した鉱業権又は租鉱権若しくは抵当権の表示が鉱業原簿と符合しないとき。
- 六 第十九条第二号に規定する場合を除くほか、申請書に記載した登録義務者若しくは共同鉱業権者の代表者の表示が鉱業原簿と符合しないとき、又は同条第三号に規定する場合を除くほか、申請人が登録名義人である場合において、その表示が鉱業原簿と符合しないとき。
- 七 申請書に記載した事項が登録の原因を証する書面と符合しないとき。
- 八 申請に必要な書面を添付しないとき。
- 九 登録免許税を納付しないとき。

(問)

(2) 鉱業権登録とは、鉱業権を付与された者の申請により鉱業原簿に登録を行うものであるとのことであるが、かかる登録業務については、その事務・事業の中に政策判断が入り込む余地はなく、民間開放は可能であると考え、貴省の見解を伺いたい。

(3) 鉱業権登録は鉱業権が発生するために必要な要件であり、排他的独占的権利を賦与するという、重い公権力行使のプロセスの一部にあたるとのことであるが、公権力の行使であっても法律上授權することにより公務員以外の者に行わせることが可能であると考え。この点も含め、鉱業権登録が民間開放にふさわしくない客観的かつ定量的な理由があれば、データに基づくご説明をお願いしたい。

(答)

御指摘のとおり、鉱業権登録は、経済産業局の登録担当者が、登録申請者から提出された申請書等が形式要件を満たしていることを確認した上で登録を行うものであり、登録作業のプロセスにおいて、政策判断を行う余地はないが、以下の理由から民間開放には馴染まないものと考えられる。

【コスト面での懸念】

鉱業権登録は不動産登記等のように大量の申請がなされるものではないため、全国の経済産業局において1局あたり平均約0.7人という少人数で鉱業権登録業務を行っていること、つまり1人の鉱業権登録業務の担当職員がその他の業務も併せて行っていることにかんがみれば、鉱業権登録業務を切り出して民間開放した場合、作業に介在する関係者数や処理時間をいわずらに増加させ、結果としてコストが増大するおそれがある。

【情報漏洩等に係る懸念】

登録申請者から提出される書類には、漏洩等が発生した場合に申請者の競争上の地位に悪影響を及ぼすような機密情報が含まれる可能性がある。

このとき、委託契約書上で守秘義務等を課すこと等でこの問題が解決されるとの指摘もあるが、既に民間開放されている他法令関係の行政事務において個人情報の不適切な処理が問題となったこと等に鑑みれば、単に事業者に守秘義務を課せば当該事業者やその従業員の行動を拘束できると考えることは困難であり、民間事業者への委託等によって作業に介在する関係者数が多くなるほど漏洩のリスクも高まるものと予想される。

業民営化等WGヒアリング調査票（許認可等に係る審査・検査・検定・資格試験等

〔所管省庁名：経済産業省〕

1.名称	鉱業権設定許可のための審査（出願地の増減、鉱区の増減、鉱区の合併・分割に係る許可審査も含む。）
2.根拠法令	鉱業法第21条第1項、第36条第1項、第45条第1項、第46条第1項、第50条第1項・第2項
3.実施主体	経済産業局(全国8カ所)及び内閣府沖縄総合事務局
4.従事者数	1局当たり平均2.8人
5.予算額	経済産業局(全8局)及び内閣府沖縄総合事務局合計 70,662千円(平成16年度予算)
6.事業の内容	鉱業を実施する者に法定鉱物を掘採、試掘する権利を付与するもの
7.民間移管の 具体的内容	鉱物分析について民間分析会社に一部委託している。
8.更なる民間開放 についての見解	別紙参照

(別紙)

- 2 鉱業権設定許可のための審査

(問)

(1) 鉱業権設定許可のための審査に関する一連の事務手続きについてご教示願いたい。この流れの中で、どの過程で公的関与が不可欠な政策判断等がなされ、それに基づきいかなる事務が発生するかも併せてご教示願いたい。

(答)

鉱業権設定許可のための審査の一連の流れについて

申請者による鉱業権設定の出願・経済産業局長による受理
形式審査

・ 経済産業局が出願書の形式、必要書類の揃いを確認する。

重複関係調査、同種異種判断、経済的価値判断

・ 重複関係調査

出願区域について、先願または既存鉱業権に係る区域との重複関係について調査する。

・ 同種異種判断

出願区域に係る鉱種と、先願または既存鉱業権と重複する区域に係る鉱種が、同じか異なるかについて判断する。

・ 経済的価値判断

掘採される鉱物の品位等から鉱業の実施が経済的に価値があるかについて、現地調査、鉱物分析等により判断する。

都道府県知事への協議

・ 鉱業の実施による公益上の支障の有無の判断のため、経済産業局長から出願に係る区域に係る関係都道府県知事に対し、保健衛生や文化財、他産業等に与える影響について協議を行う。

・ 都道府県知事より経済産業局長に対して「支障有り」との回答が来た場合は、経済産業局長は出願者に対し鉱害の防止方法を定めた設備設計書の提出を求め、その内容が適切であることを確認し、再度都道府県知事に協議を行う。

許可判断

上記 の審査過程を経て、経済産業局長は、出願地における鉱物の

掘採が経済的価値を有するか否か、また公共の福祉に反しないか、といった高度の政策判断を行った上で鉱業権許可の是非について判断を行う。許可をした場合は、経済産業局長は許可通知書及び許可図を作成し、申請者に対して交付する。

政策判断について

上記 中の許可判断において、経済産業局長は、鉱業法第35条の不許可基準に基づき、当該出願地における鉱物の掘採が経済的価値を有するか否か、また鉱業の実施によってもたらされる利益とこれによって生ずる損害とを比較検討し、公共の福祉に反しないか、といった高度の政策判断を行う必要があり、公共の福祉に反すると認めるときにはその出願を不許可としなくてはならない。

(鉱業法)

第三十五条 経済産業局長は、鉱業出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

(問)

(2)貴省は、本審査に際して、高度の政策判断が必要で、この判断は、試験や検査と違って、マニュアル化、ガイドライン化し得るものではないとの見解を示されているが、民間開放の見知から再検討の余地は無いか。

(答)

鉱業法においては、鉱業出願地における鉱物の掘採が、経済的価値を有さない場合や、保健衛生を害すること若しくは農業・林業その他の産業の利益を損じること等によって公共の福祉に反すると認められる場合には、経済産業局長は当該出願を許可してはならない旨、第35条に定められており、鉱業権の許可に際しては、当該出願地での鉱業の実施によってもたらされる利益とこれによって生ずる損害との比較検討による、公共の福祉に係る極めて高度な政策判断が必要とされる。

このため、鉱業権設定許可に係る審査業務は、マニュアルやガイドラインに従えば受託事業者が業務を適切に処理することが可能になる定型的な試験業務や検査業務等とは異なる性質の業務といえるため、マニュアル化やガイドライン化による民間委託について再検討の余地はない。

(問)

(3)仮に本審査において公的関与が不可欠な政策判断があったとしても、それ以外の事務手続を民間開放することの可否につき貴省の見解を伺いたい。

(答)

以下の理由から、鉱業権許可に係る審査業務のうち政策判断の伴わない一部業務を民間開放することも望ましくないと考えられる。

【情報漏洩等に係る懸念】

鉱業権許可申請者から提出される書類には、漏洩等が発生した場合に申請者の競争上の地位に悪影響を及ぼすような機密情報が含まれる可能性がある。

このとき、委託契約書上で守秘義務等を課すこと等でこの問題が解決されるとの指摘もあるが、既に民間開放されている他法令関係の行政事務において個人情報の不適切な処理が問題となったこと等に鑑みれば、単に事業者に守秘義務を課せば当該事業者やその従業員の行動を拘束できると考えることは困難であり、民間開放によって作業に介在する関係者数が多くなるほど漏洩のリスクも高まるものと予想される。

【コスト面の懸念】

鉱業権許可に係る審査業務のうち、漏洩等が発生した場合に申請者の競争上の地位に悪影響を及ぼすような機密情報を扱わない業務、例えば鉱区に係る重複関係調査・同種異種判断や鉱物の経済的価値判断を民間開放する可能性を検討したが、重複関係調査や同種異種判断については電子化されたデータベース上で簡単に照合が可能であるため外注を行うほどの作業量は存在せず、鉱物の経済的価値判断についてはすでに民間事業者への委託がなされているため、新たな民間開放の余地は考えられない。

また、各経済産業局において1局当たり平均約2.8人という少人数で鉱業権審査事務全体を行っていることにかんがみれば、このうち一部の業務を新たに切り出して民間開放した場合、介在する関係者数や処理時間をいたずらに増加させ、結果としてコストが増大するおそれがある。

官業民営化等WGヒアリング調査票（登録等に係る業務）

〔所管省庁名：経済産業省〕

1.名称	租鉱権登録
2.根拠法令	鉱業法第84条第1項
3.実施主体	経済産業局(全8局)及び内閣府沖縄総合事務局
4.従事者数	1局当たり平均0.7人(鉱業権登録業務従事者も含む。)
5.予算額	経済産業局(全8局)及び内閣府沖縄総合事務局合計1,262千円(平成16年度予算。鉱業権登録業務も含む。)
6.事業の内容	租鉱権を設定した者の申請により鉱業原簿に登録を行うもの
7.民間移管の 具体的内容	なし
8.更なる民間開放 についての見解	別紙参照

(別紙)

租鉱権登録

(問)

- (1)租鉱権登録に関する一連の事務の流れについてご教示願いたい。
この流れの中で、どのタイミングでいかなる政策判断等がなされ、
それに基づきいかなる事務が発生するかも併せてご教示願いたい。

(答)

租鉱権登録に関する一連の流れについて

(1) 経済産業局長の職権による登録の場合 (租鉱権設定認可等の場合)

登録事由の発生・審査

租鉱権設定を申請し認可を受けた者については、認可通知を受けた日から30日以内に登録免許税を納付し、その領収証書を経済産業局長に提出することとなり、経済産業局長はこれを受理して、領収証書を審査する。

租鉱原簿への租鉱権設定登録

租鉱権者宛て登録済通知書 (登録の事実を連絡するための公文書) の作成・発送

(2) 申請に基づく登録の場合 (租鉱権の放棄等の場合)

登録申請者からの登録申請 (以下、租鉱権の放棄の場合の手続きの流れ)

租鉱権の放棄をする場合に、登録名義人が登録申請書及び添付書類を経済産業局長に提出し、登録申請を行う。

申請書受理・登録受付帳記載・審査

経済産業局長は申請書を受理し、その様式及び記載事項、添付書類を審査する。具体的には鉱業登録令第24条 (以下参考参照) の却下事項への該当の有無を確認する。

租鉱原簿への租鉱権放棄の登録

登録済通知書、登録済書の作成・発送

登録申請者に対し、登録済通知書及び登録済書を作成し発送する。

登録済書：原因証書 (租鉱権の放棄が把握できる書類) に、当該放棄の登

録を済ませた旨を書き加え、押印をしたもの。

政策判断について

租鉱権登録は、経済産業局の登録担当者が、登録申請者から提出された申請書等が形式要件を満たしていることを確認した上で登録を行うものであり、登録作業のプロセスにおいて、政策判断を行う過程はない。

(参考) 鉱業登録令第24条

第二十四条 経済産業局長は、左に掲げる場合は、登録の申請を却下しなければならない。

- 一 申請書に記載した鉱区又は租鉱区の所在地がその管轄に属しないとき。
- 二 登録の申請をした事項が登録すべきものでないとき。
- 三 書留郵便物等によらないで、申請書を郵便物又は信書便物として提出したとき。
- 四 申請書が方式に適合しないとき。
- 五 申請書に記載した鉱業権又は租鉱権若しくは抵当権の表示が鉱業原簿と符合しないとき。
- 六 第十九条第二号に規定する場合を除くほか、申請書に記載した登録義務者若しくは共同鉱業権者の代表者の表示が鉱業原簿と符合しないとき、又は同条第三号に規定する場合を除くほか、申請人が登録名義人である場合において、その表示が鉱業原簿と符合しないとき。
- 七 申請書に記載した事項が登録の原因を証する書面と符合しないとき。
- 八 申請に必要な書面を添付しないとき。
- 九 登録免許税を納付しないとき。

(問)

(2)租鉱権登録とは、租鉱権を付与された者の申請により鉱業原簿に登録を行うものであるとのことであるが、かかる登録業務については、その事務・事業の中に政策判断が入り込む余地はなく、民間開放は可能であると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

(答)

御指摘のとおり、租鉱権の登録事務は、経済産業局の登録担当者が登録申請者から提出された申請書及び登録原因を証する書面を確認し、形式要件を満たせば登録を行うものであり、登録作業過程の中で政策判断を行う余地はないが、以下の理由から民間開放には馴染まないものと考えられる。

【コスト面での懸念】

租鉱権登録は不動産登記等のように大量の申請がなされるものではないため、各経済産業局において1局当たり平均約0.7人で租鉱権登録業務を行っていること、つまり1人の租鉱権登録業務の担当職員がその他の業務も併せて行っていることにかんがみれば、このうち租鉱権登録業務を切り出して民間開放した場合、作業に介在する関係者数や処理時間をいわずらに増加させ、結果としてコストが増大するおそれがある。

【情報漏洩等に係る懸念】

登録申請者から提出される書類には、漏洩等が発生した場合に申請者の競争上の地位に悪影響を及ぼすような機密情報が含まれる可能性がある。

このとき、委託契約書上で守秘義務等を課すこと等でこの問題が解決されるとの指摘もあるが、既に民間開放されている他法令関係の行政事務において個人情報の不適切な処理が問題となったこと等に鑑みれば、単に事業者に守秘義務を課せば当該事業者やその従業員の行動を拘束できると考えることは困難であり、民間開放によって作業に介在する関係者数が多くなるほど漏洩のリスクも高まるものと予想される。

■ 鉱業権設定出願処理系統図

